

## 第5章 これまでの取り組みと課題

### 1. 防 災

#### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所等

区では、土砂災害に対する日頃の備えについて区のお知らせやホームページ等を通じて、区民に周知を図っています。伊豆大島や広島での大規模土砂災害を踏まえ、平成27年10月には区内57箇所ある急傾斜地崩壊危険箇所付近の約4,700世帯に対してパンフレットを配布するなど注意喚起を行いました。

今後は「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、新たにハザードマップ等を作成するなど、対象地域の区民にこれまで以上に丁寧な周知及び注意喚起に取り組んでいく必要があります。

#### (2) 被災宅地判定

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することにより、二次被害を軽減・防止し、住民の安全を確保することとしています。

なお、世田谷区職員の被災宅地判定士数は平成26年度末現在68名となっており、今後も判定士の増員と判定技術の向上を図っていく必要があります。

### 2. 公共施設の管理（道路、公園）

#### (1) 道路施設としての擁壁等の点検

道路施設である擁壁や法面を含む橋梁、トンネル、舗装等については、全国的に老朽化が進んでいる状況にあることから、平成24年度、国土交通省は事故防止と第三者被害の防止という観点から道路施設の健全性を点検して、必要に応じて計画的に補修するよう全国の自治体に要請し、世田谷区では、緊急輸送道路、バス路線、その他交通量が多い路線など区内約150kmの主要な区道等を対象に総点検を実施しています。

また、主要な区道に面するがけや擁壁について豪雨・豪雪及び地震に対する安全性を点検し、その点検結果をデータベース化することを目的とし、これらデータベースから、個々の点検箇所について道路管理者が日常の管理業務、耐震性の診断及び脆弱構造の診断調査に活用を図るものとして、道路防災総点検を実施しています。（通称：道路防災カルテ）

#### 道路防災総点検

- ・点検対象の道路：主要な区道等
- ・点検の種類：豪雨・豪雪等、地震に対する安全性の点検
- ・点検対象項目：落石・崩壊、地すべり、盛土、掘割道路、擁壁 等

## (2) 公園等におけるがけ・擁壁の管理

公園等については、斜面地崩壊や倒木被害を予防するため、がけ崩れの発生の目安となる不自然な樹木の傾きなどを職員が目視で巡回点検していますが、今後は、がけ等の安全性を確認するための専門的な点検を行っていく必要があります。

## 3. 民地のがけ・擁壁への対応

### (1) 急傾斜地の安全性の点検（急傾斜地崩壊危険箇所）

急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）については、平成23年度及び平成25年度に、職員による目視点検を実施し、擁壁等の前回点検時からの変化等について確認を行いました。今後とも管理者によって適切な管理が行われることが肝要であり、同時に職員による確認行為は継続していく必要があります。

また、当該箇所や土砂災害（特別）警戒区域内も含め、一般のがけや擁壁についても崩壊等が懸念される危険な擁壁等がある場合には、何らかの支援を検討していく必要があります。

## 4. 法令等による規制・誘導

### (1) 開発行為、宅地造成行為

都市計画法に基づく開発行為の区域内の土地においては、地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講じられていることが必要です。宅地造成工事規制区域内においても宅地造成を行う場合は、同様の規定があり区は申請内容を審査した上で許可しています。

### (2) 建築基準法、東京都建築安全条例

建築基準法では2mを超える擁壁を新設する場合には、工作物申請が必要になり、工事後に完了検査があります。

また、東京都建築安全条例では、1:2以上の勾配のある2mを超えるがけを対象としてがけの高さの2倍以内に建築する場合は、基準を満たした擁壁があるか、あるいは防護壁や杭等の安全対策がとられた建築物であるかを審査しています。